

「不燃化特区の指定による支援」って、 どんなもの？

当地区については、**平成 32 年度**までの期間に限定した災害に強い防災まちづくりに向けた集中的な取り組みとして、(1)～(5)の支援を行っています。詳しくは、都市整備部建築課不燃化推進係へご相談ください。(下記の問合せ先を参照)

(1) 老朽建築物の解体除却費用の助成

・区の調査により危険と認められた老朽建築物(昭和56年以前に建築された建築物等)を取り壊す際助成します。

(2) 老朽建築物の解体除却後の仮囲い設置費用の助成

・老朽建築物((1)の要件に当てはまる老朽建築物)を除却した後の更地を適正に管理するために設置する仮囲いの工事費(材料代は除く)を助成します。

(3) 戸建て建替え費用の助成

・老朽建築物を取り壊した後、建築物を新築する際助成します。

(4) 老朽建築物除却後の土地または建替え後の新築建築物に関わる固定資産税・都市計画税の減免

・不燃化特区内で老朽建築物の取り壊しまたは建替えを行った場合、最長5年間、土地もしくは家屋の固定資産税・都市計画税の減免を受けられます。

(5) 取り壊し・建替え等に関する専門家への相談

・老朽建築物の権利移転や取り壊し・建替えに関する相談について、弁護士や税理士等の専門家へ無料で相談できる機会を設けます。



1 6 6 8 7 0 1

(受取人)
杉並区阿佐谷南 1-15-1

差出有効期間
平成 29 年
2 月 28 日まで

杉並区都市整備部建築課
不燃化推進係 行



(裏面の設問に対する回答の理由や、その他ご意見があれば自由にお書きください)

↑切り取り線

アンケート調査の返送のお願い

ハガキ裏面の設問にお答えの上、ご返送ください。

【締切】

1 月 20 日 (金)

【返送方法】

<切り取り線>でハガキを切り取り、以下のいずれかの方法でお送りください。

- ①郵便ポストへ投函(切手不要)
- ②ファクシミリ(03-5307-0690)
- ③不燃化推進係 窓口へ持参
(平日 8:30 から 17:00 まで)

■問合せ先

杉並区 都市整備部 建築課 不燃化推進係
〒166-8570
東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1
電話 03-3312-2111 (代表)

防災まちづくり通信



創刊号

発行日:平成28年12月 発行:杉並区都市整備部建築課不燃化推進係 編集協力:(株)首都圏総合計画研究所

方南一丁目地区は、東京都が公表している地域危険度(平成25年9月)で、火災危険度が4となっています。(東京都内のすべての町丁目を比較して「5」が最も危険度が高い。)

また、東京都の「防災都市づくり推進計画」(平成28年3月)では、木造住宅が密集する地域の中で、特に甚大な被害が想定される「重点整備地域」に指定されており、早急にまちの防災面の改善が求められています。

■方南一丁目地区(アンケート対象区域)



方南一丁目地区

これらをふまえて、杉並区では平成16年に「新たな防火規制」を導入して燃えにくい建物への建替えを誘導し、昨年度からは東京都の「不燃化特区」に指定されたことから、現況調査を行うとともに、老朽化した建物の建替えや除却の支援を行っています。(⇒④ページをご覧ください)

防災まちづくりへのご協力をお願いします!

杉並区では今後、「災害に強い安全・安心なまち」の実現のために、地域のみなさんのご理解・ご協力のもと、より一層取り組みを強化していきたいと考えています。今後ともよろしくお願いたします!



はがきアンケートにご協力ください!

みなさんが日頃お感じになっている、まちの印象や課題について、簡単なアンケートにお答えください。(切手不要です)

結果は今後の通信でお伝えするとともに、今後のまちづくりに向けた懇談会や協議会などの場で活かしていきます。



